

一般競争入札による市有財産の賃貸借
物件案内（入札応募要項）

物件概要

物件番号	20161101
物件所在地	起点：南砺市利賀村171から、終 点：南砺市利賀村坂上1193まで の約5kmの光ファイバーの賃貸借 (南砺市利賀行政センターから利賀 そばの館までの区間)
賃貸借物件	構造：光ファイバー1芯 (光ファイバーについては、南砺市 が管理しているもの)
賃貸借期間	10年(平成28年12月1日から 平成38年11月末日まで)

平成28年10月

南砺市市長政策部地方創生推進課

— 目 次 —

1	賃貸借物件について	P 1
2	入札参加申込み資格について	P 1
3	賃貸借申込みに当たって付す条件	P 2
4	一般競争入札参加申込みに必要な書類	P 2
5	入札参加申込み方法	P 3
6	入札・開札について	P 3
7	賃貸借契約の締結について	P 3
8	入札保証金、契約保証金と賃貸借代金の納付	P 3
9	問い合わせ先・入札参加申込み先	P 4
10	物件調書	P 5
 <様式等>		
※	市有財産一般競争入札参加申込書（様式第 2 号）	P 7
※	誓約書（様式第 3 号）	P 8
※	利用計画書（様式第 4 号）	P 9
※	入札書・委任状（様式第 5 号、6 号）	P 1 0
※	賃貸借契約書（案）	P 1 2～1 7

賃貸借申込みから利用開始までの流れ

①入札参加申込み	受付期間 平成 2 8 年 1 1 月 1 日（火）から平成 2 8 年 1 1 月 1 5 日（火） （土・日祝日を除く。午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分） 受付場所 南砺市市長政策部地方創生推進課（南砺市役所福野庁舎 3 階）
②入札・開札	日時：平成 2 8 年 1 1 月 2 1 日（月） 福野庁舎 3 0 1 会議室 ※入札の前に入札保証金（入札しようとする月額使用料の 1 ヶ月分以上）の納付が必要です。申込書の写し（受付印のあるもの）も持参してください。
③契約の締結	②の開札の日から 7 日以内に賃貸借契約を締結します。 ※契約に係る印紙税は物件借受事業者の負担となります。
④代金の納付	契約の締結日から 4 0 日以内に、平成 2 8 年度分の賃貸借料から③で納付された契約保証金を差し引いた金額を納付してください。
⑤利用の開始	代金が完納した時に、賃貸借契約による利用権が発生するものとし、賃借物件の利用が可能となります。

一般競争入札による賃貸借のご案内

この物件の賃貸借を希望される方は、次の各事項をご承知のうえ、お申し込みください。

1 賃貸借物件について

(1) 物件番号 20161101

(2) 賃貸借物件

＜光ファイバー賃貸借＞

所在地 起点：南砺市利賀村171：南砺市利賀行政センター

終点：南砺市利賀村坂上1193：利賀そばの館

距離 約5,000m（図上距離）

期間 10年間（IRU契約）

（平成28年12月1日から平成38年11月末日まで）

(3) 予定価格（最低賃貸借価格）

月額 45,000円

（平成29年度以降、支払いは毎年度末に1年分を一括にて支払い）

(4) その他

(2)の起点から終点までの光ファイバーについて、必要とされる範囲を適宜、光ファイバーの接続点となるクロージャーにて接続点工事を行い、分岐利用することも可能とします。

* 賃貸借物件の詳細は5～7ページの物件調書をご覧ください。

* 入札前に現地の確認をお願いします。

※ IRUとは、関係当事者の合意がない限り、破棄あるいは終了ができない永続的な回線使用权のこと。

2 入札参加申込み資格について

(1) 入札参加の申込みができるのは、以下の法人とします。

1. 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条の規定に基づき電気通信事業者の登録を受けた者又は同法第16条第1項の規定に基づき電気通信事業者の届出をした者

2. インターネットアクセスサービスが提供できるケーブルテレビ事業者

(2) 下記に該当する方は入札に参加できません。

① 契約を締結する能力を有しない者

② 過去2年間の間に市の入札・契約において不正又は妨害等を行った者

③ 現年度及び前年度の市税に滞納がある者

④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者

- ⑤公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- ⑥その他市長が不相当と認めた者

3 賃貸借申込みに当たって付す条件

(1) 賃貸借条件

- ①借用対象の光ファイバーの線番は南砺市が指示するものとします。
- ②借用が不要な場合及び将来において不要になった際は、賃借人の責任及び費用負担により原型復旧を実施してください。
- ③転貸は原則認めません。
- ④光ファイバーのクロージャの接続点等の工事については、現在光ファイバーを保守している㈱T S Tテクノ（富山県南砺市千福 113-2）以外の工事業者による接続点工事は認めません。
- ⑤賃貸借物件を含む借受事業者のサービス回線に不具合が発生した場合には、㈱T S Tテクノと協議の上、復旧工事を行ってください。
- ⑥借用対象の光ファイバーは南砺市の他の光ファイバーの保守レベルと同等のサービスレベルとし、借受期間中の芯線の保守、工事、災害等による利用停止期間の補償は行いません。
- ⑦今回の賃貸借を実施するため、南砺市利賀村地域における光ファイバー空き芯の再調査が必要になりますので、光ファイバーの保守業者となる㈱T S Tテクノを相手方とする別途30万円程度の調査費用を負担してください。
- ⑧賃貸借対象の光ファイバーの芯線の取り出し、延長利用等に係る工事については、㈱T S Tテクノを相手方として、全て借受事業者にて負担してください。
- ⑨南砺市以外の関係者との協議は全て、借受事業者にて行ってください。

(2) 用途の制限等

- ①本物件の賃貸借にあたっては用途（参加申込み時に提出された利用計画に基づく利用）、期日（3年以内に上記用途に使用する）、期間（上記用途に5年以上使用する）の指定を行います。
なお、利用計画の審査の結果、入札に参加いただけない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ②賃貸借希望者は、本物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第5号に規定する指定暴力団等の事務所並びにその他周辺施設住民に著しく不安を与える設備の用に供することはできません。
- ③市長は上記の状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができるものとします。その際、借受事業者は正当な理由なくして実地調査を拒み、妨げるなどしてはいけません。

4 一般競争入札参加申込みに必要な書類

- (1) 市有財産一般競争入札参加申込書（様式第2号）・・・7ページ
- (2) 誓約書（様式第3号）・・・8ページ
- (3) 利用計画書（様式第4号）・・・9ページ
- (4) 市税納税証明書（直近の2カ年分又は未納がないことの証明書）

※南砺市外の業者は在住の市町村の証明書

- (5) 法人登記簿謄本

5 入札参加申込み方法

この物件の入札への参加を希望される方は平成28年11月1日（火）から平成28年11月15日（火）まで（土・日祝日を除く。午前8時30分～午後5時15分）に、入札参加申込みに必要な書類を南砺市地方創生推進課（南砺市役所福野庁舎3階）へお持ちいただくか、郵送でお申し込みください。

なお、郵送の場合は、受付した申込書の写しを返信しますので、切手を貼った返信用封筒を同封し、南砺市地方創生推進課へ11月15日（火）必着でお願いします。

6 入札・開札について

①入札日時・場所	<p>日時：平成28年11月21日（月） 13時30分</p> <p>場所：南砺市福野庁舎 301会議室</p> <p>※入札の前までに入札しようとする月額使用料の1ヶ月分以上の額の入札保証金を納付いただきます。</p> <p>※申込書の写し（受付印のあるもの）も持参してください。</p>
②入札の方法	<p>入札は入札書（様式第5号）の入札箱への投函をもって行います。（出場入札）</p> <p>*入札書には予定価格（最低賃貸借価格）以上の金額（月額）を記載してください。予定価格未満の金額では落札できません。</p> <p>*代理人により入札するときは委任状（様式第6号）及び委任者の印鑑証明書を併せて提出してください。</p>
③開札	<p>開札は入札時刻の経過後直ちに、入札の場所において入札者立会いの元、行います。</p>
④落札者の決定	<p>入札者のうち、市があらかじめ決めた予定価格（最低賃貸借価格）以上の金額で、最も高い金額で入札された方を落札者（賃貸借権利者）とします。</p> <p>落札となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者によるくじ引きにて落札者（賃貸借権利者）を決定します。</p>

7 賃貸借契約の締結について

- (1) 落札者と市とは落札の決定の日から7日以内（土・日祝日を除く）に賃貸借契約（P12～の様式案による）を締結します。

※賃貸借契約締結時に入札保証金と合算し、契約保証金として平成28年12月分から平成29年3月分の4ヶ月分を先払いしていただきます。

- (2) 賃貸借契約の締結期限までに契約を締結しない場合は、契約の権利は無効となります。この場合、入札保証金は市に帰属します。
- (3) 上記により契約が無効となった場合は、入札で次点となった方と契約します。
- (4) 賃貸借契約の代金以外に、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は落札者の負担となります。

8 入札保証金、契約保証金と代金の納付

(1) 入札保証金

入札参加者には入札しようとする月額使用料の1ヶ月分以上の額の入札保証金を入札の前に納付していただきます。

* 入札の日時・場所の通知時に併せて納入方法をご案内いたしますので、入札の前に納付ください。

* 落札された方においては入札保証金を賃貸借契約時の契約保証金に充当します。

* 落札された方が契約を締結しなかった場合、入札保証金は市に帰属します。

* 落札されなかった方の入札保証金については入札終了後（概ね1ヶ月後）に還付します。

(2) 契約保証金

落札者（物件借受事業者）には賃貸借契約締結時に（1）の入札保証金と合算し、平成28年12月分から平成29年3月分の4ヶ月分を先払いしていただきます。

* 契約保証金は賃貸借契約の賃貸料に充当します。

9 問い合わせ先・入札参加申込み先

当該案件に関する質問については、平成28年11月15日（火）13時00分までに下記FAX番号に伝送（様式は任意です。回答先FAX番号等の記載をお願いします。）してください。質問及び回答は入札参加申込みをされた全ての業者に対し、平成28年11月18日（金）13時00分までにFAXにて回答いたします。

〒939-1596 南砺市苗島4880番地
南砺市役所 市長政策部 地方創生推進課 情報政策係
電話 0763-23-2002
FAX 0763-22-1169

(2) 写真

	
<p>起点：利賀行政センター</p>	<p>終点：利賀そばの館</p>
	
<p>参考：電柱（クロージャー）イメージ</p>	

様式第2号（第6条関係）

市有財産賃貸借一般競争入札参加申込書

年 月 日

（宛先）南砺市長

一般競争入札による光ファイバーの賃貸借について、説明書の内容を承諾の上、下記のとおり申し込みます。

〈申込人〉

住所 _____

氏名 _____ ㊟

職業 _____

電話 _____

F A X _____

〈代理人〉

住所 _____

氏名 _____ ㊟

職業 _____

電話 _____

F A X _____

物件

物件番号 20161101
光ファイバー賃貸借
所在地 起点：利賀行政センター（南砺市利賀村171）から、終点：利賀そばの館（南砺市利賀村坂上1193）までの約5,000m（図上距離）の光ファイバー1芯の10年間賃貸借契約（IRU契約）

光ファイバーの使用用途

--

〈注意事項〉

- 1 添付書類として誓約書（様式第3号）、利用計画書（様式第4号）、市税納税証明書及び法人登記簿謄本を同封願います。
- 2 代理人が入札に参加されるときは、申込人（委任者）の住所、氏名、職業及び電話番号を〈申込人〉欄に記入し、代理人の住所、氏名、職業及び電話番号を〈代理人〉欄に記入の上、押印してください。
- 3 代理人による入札参加の場合には、必ず委任状（様式第6号）を添付してください。
- 4 法人名義で申し込まれる場合は、法人の代表者印を使用してください。
- 5 入札会場には、本状の写し（受付印が押されたもの）を持参してください。

様式第3号（第6条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先）南砺市長

住 所

氏 名

㊦

私は、南砺市が実施する市有財産の賃貸借（一般競争入札）の申込みにあたり、下記の事項を誓約します。

- 1 現在、会社更生手続、民事再生手続及び破産手続を行っておりません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 現年度及び前年度の市税に滞納はありません。
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者ではありません。
- 5 市有財産を賃貸借したときは、これを前項に該当する者に譲渡又は貸与することはありません。
- 6 入札に対し、入札物件、主な賃貸借条件、入札説明等全て承知の上参加しますので、後日これらの事柄について南砺市に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。

（参考）地方自治法施行令 第167条の4第2項

- 1号 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数に関して不正の行為をした者
- 2号 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 3号 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 4号 地方自治法234条の二第一項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- 5号 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 6号 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

様式第4号（第6条関係）

利 用 計 画 書

利用	利用開始予定日		利用終了予定日	
利用計画				
接続点	市光ファイバー 利用開始起点		市光ファイバー 利用開始終点	
	新規工事分 起点		新規工事分 終点	
	市光ファイバー 利用延長	m	自工事延長を含 む利用延長	m
	函面整備費	円	工事費	円
利用による効果				
備考	担当者連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）等			

※構築するシステム構成図（別紙添付）

物件の賃貸借を開始したときは、上記利用計画に基づいて当該物件を使用します。

年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

入 札 書

年 月 日

(宛先) 南砺市長

入札者住所 _____

入札者氏名 _____ 印

電 話 _____

※印鑑証明書の印を使用してください。

※代理人の場合は、委任状の印鑑を使用してください。

下記のとおり入札します。

記

1. 物 件 (物件番号20161101)

賃貸借

物 件 光ファイバー1芯

延 長 約5,000m(図上距離)

借用期間 10年間(IRU契約)

(平成28年12月1日から平成38年11月末日まで)

2. 金 額 (月額)

※	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

<注意事項>

金額の数字は、算用数字を使用してください。最初の数字の頭に「金」又は「¥」を記入してください。

様式第6号（第10条関係）

委 任 状

代理人 住所 _____

氏名 _____

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記市有財産の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

代理人使用印



記

物件番号 20161101

賃貸借

物 件 光ファイバー1芯

延 長 約5,000m（図上距離）

賃貸借期間 10年間

（平成28年12月1日から平成38年11月末日まで）

年 月 日

申込人（委任者） 住所 _____

氏名 _____ ㊟

（宛先）南砺市長

〈注意事項〉

- 1 申込人（委任者）の印は、印鑑登録済の印を使用し、印鑑証明書を添付してください。
- 2 委任者が法人代表者で社内代理人の場合でも、委任状は必要です。

光ファイバー芯線の賃貸借に関する契約書（案）

南砺市(以下「甲」という。)と株式会社●●●●●●●●●●(以下「乙」という。)とは、甲が所有する光ファイバー芯線の賃貸借に関して、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(本契約の対象)

第1条 本契約は、甲が所有する下記の光ファイバー芯線(以下「本物件」という。)を対象とする。

使用区間		光ファイバー ケーブル芯線数
始点	終点	
利賀行政センター (富山県南砺市利賀村171)	利賀そばの館 (富山県南砺市利賀村坂上1193)	1芯
合計		1芯

2 本物件の位置および概要は別添図面のとおりとする。

(技術仕様)

第2条 本物件の技術仕様は別紙のとおりとする。

(使用の原則)

第3条 乙による本物件の使用は、本契約に別段の定めがない限り、乙の書面による同意なしに甲から一方的に中断又は終了し得ないものとし、甲は、第5条に定める期間中、乙の電気通信事業用として長期安定的に使用させるものとする。

2 甲は、第1条に定める使用区間において乙が使用していない光ファイバー芯線を乙以外の者に使用させる場合、本契約に比し不当な差別的条件で提供しないものとする。

(乙の設備との接続等)

第4条 乙は、本物件を使用するに当たり、必要な伝送・中継設備その他の付属物を自らの費用により設置し、維持管理を行う。

2 乙は、本物件と乙が所有する光ファイバー芯線を、甲が所有する光成端箱において接続するものとする。

3 前項の接続については、甲の立会いの下、乙の責任において施工するものとする。

4 本物件に接続するために設置する甲が所有する光成端箱より本物件側は甲が、乙が所有する光ファイバー芯線側は乙が、それぞれの責任において適切な品質に維持管理する。

(使用期間)

第5条 乙による本物件の使用期間は平成28年12月1日から平成38年11月末日までとする。

2 甲及び乙が期間満了の6ヶ月前までに、更新をしない旨を書面により合意した場合を除き、本契約は同一条件で1年間更新されるものとする。

(貸付料)

第6条 本物件の貸付料は、月額●●●●円（内訳：●●●●円／1芯／1ヶ月）とする。

2 貸付料の支払いについては、甲の請求に基づき1年分を前払いするものとする。

3 前項に定めるほか、貸付料の支払方法については甲乙協議の上、別途定めるものとする。

4 前条第2項の規定により使用期間を延長した場合及び、経済変動等に伴い、金利、物価、労働賃金等に大幅な増減が生じたときは、貸付料について甲乙双方誠意をもって協議し、決定する。

(遅延損害金)

第7条 乙は、乙の責により甲が定める支払期日までに貸付料を支払わない場合、支払期日の翌日から起算して支払日までの期間につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を甲に支払うものとする。

(関係行政官庁への手続)

第8条 乙は、本物件の使用につき、関係法規等を遵守するとともに、関係行政官庁に対する必要な手続を乙の責任において行うものとする。

2 甲は、本物件の設置及び維持管理にあたり、関係法規等を遵守するとともに、関係行政官庁に対する必要な手続を甲の責任において行うものとする。

(施設の移転等)

第9条 甲は、本物件について移設工事を施工する必要がある場合、速やかに書面により乙に通知を行い、移設工事の期間、内容等について協議を行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りでない。

2 移設工事により本物件の敷設ルートを変更する場合、甲は乙の電気通信事業が円滑に行われるよう配慮し、変更後の敷設ルートが最適となるよう努めるものとする。なお、敷設ルートの変更により対象ケーブル長に変更が生じても貸付料の変更は行わない。

(保守管理等)

第10条 甲は、本物件が第2条の技術仕様を満たすように保守管理に努めるものとする。

2 甲は、送受信装置、光ファイバーケーブル芯線等の保守又は工事上やむを得ない場合、本物件の使用を一時的に中断させることができる。

3 甲は、前項の規定に基づき本物件の使用を中断させる場合、その理由、中断日及び中断期間を予め書面により乙に通知し、協議を行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合

はこの限りでない。

- 4 保守管理については、別途定める「光回線設備との接続に関する保守確認事項」の内容のとおりとする。
- 5 前4項に定める他、保守管理に係る事項については、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

(損害賠償)

第11条 乙の故意又は過失によって、甲又は第三者に損害を与えた場合、乙はその責めを負う。

- 2 甲の故意又は過失によって、乙又は第三者に損害を与えた場合、甲はその責めを負う。
- 3 本物件が第三者に損害を及ぼしたときは、甲乙協力して処理を行うものとする。

(事故発生時の処理)

第12条 乙は、本物件に起因すると思われる通信障害等の事故を検知した場合、甲に事故の発生日時、場所、内容等を速やかに連絡しなければならない。甲は連絡後直ちに現場調査等を実施し、その結果を乙に連絡するものとする。

- 2 甲は、本物件に異常を発見した場合は、直ちに乙に連絡するものとし、乙は通信障害の有無を確認して甲に連絡するものとする。
- 3 前2項の場合において、本物件の復旧、補修措置を必要とする場合は、甲は速やかにこれを実施するものとし、乙はこれに協力するものとする。
- 4 前項による措置を行う場合は、復旧方法及び費用負担等について予め甲乙協議するものとする。

(権利義務の承継)

第13条 甲及び乙は、本契約に定める権利義務を第三者に譲渡し、又は第三者のために権利を設定してはならない。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、本契約に基づき知り得た相手方の営業上及び技術上の秘密を第三者へ開示又は漏洩してはならない。本契約の解除又は本物件の賃貸借期間満了後も同様とする。ただし、法令上必要とされているとき又は相手方の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、催告をなさずに本契約を解除することができる。

- (1) 破産手続の開始、会社整理法の申立てを受け、又はこれらの申立てを自ら行ったとき。
- (2) 電気通信事業法第18条の規定に基づき、乙が本契約に係る電気通信事業の休止若しくは廃止又は法人を解散したとき。
- (3) 電気通信事業法第14条の規定に基づき、乙の事業の登録が取り消されたとき。
- (4) 第1条で規定する光ファイバー芯線を活用したサービスを、使用が可能となった日から6ヶ月以内に正当な事由なく乙が提供しないとき。

2 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、書面による催告の上、相当な期間において本契約を解除することができる。

(1) 甲又は乙が、その責めによる事由により本契約に定める重要な事項に違反したとき、重大な信義則違反があったとき又は正当な事由なく本契約に基づく業務を遂行しないとき。

(2) その他本契約の円滑な履行が困難になったとき。

3 本契約が解除された場合、当該年度の貸付料は日割額に当該年度の初日から解除の日までの日数を乗じて得た額とする。

(契約の変更)

第 16 条 本契約の各条項の内容は、甲乙双方の書面による合意によってのみ変更することができる。

(本契約の有効期間)

第 17 条 本契約の有効期間は、本契約に別段の定めがない限り、本契約締結の日から本物件の使用期間の満了する日までの期間とする。

(端数処理)

第 18 条 日割額その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てる。

(協議事項)

第 19 条 本契約に定めない事項又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。

2 自然災害、関係行政庁の指導又は第三者に起因する事情等により、本契約に定める事項を履行できなくなった場合は、甲乙別途協議の上、誠意をもって解決を図るものとする。

以上、本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙が、それぞれ記名捺印の上、各々 1 通を保有するものとする。

平成 28 年 12 月〇〇日

(甲) 富山県南砺市苗島 4 8 8 0 番地
南砺市長 田中 幹夫

(乙) ●●●●●●●●●●
株式会社●●●●●●●●●●
代表取締役社長 ●●●●●●●●●●

<別紙>

内 容

利用区間	始点：利賀行政センター (富山県南砺市利賀村171) 終点：利賀そばの館 (富山県南砺市利賀村坂上1193)	
利用目的	電気通信役務の提供 等	
利用希望テープ数 (芯数)	1 芯	
始点	アプローチ用光ケーブルの種類	SM型光ファイバーケーブル
	接続希望方式	コネクタ接続 (SC)
	クロージャ等の取出設置の有無	あり/なし
	設備分界点	利賀行政センター (富山県南砺市利賀村171)
終点	アプローチ用光ケーブルの種類	SM型光ファイバーケーブル
	接続希望方式	コネクタ接続 (SC)
	クロージャ等の取出設置の有無	あり/なし
	設備分界点	利賀そばの館 (富山県南砺市利賀村坂上1193)
使用開始予定時期	平成28年12月1日	
芯線利用計画	—	
その他	—	